



岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

Tel. Fax058-230-1118, 内線 9552

Email: [kumiai@gifu-u.ac.jp](mailto:kumiai@gifu-u.ac.jp)

HP:<http://www.gifunion.gr.jp>

(岐阜大学 職員組合 検索)

## 大学執行部が平均 7.8%（中高年 10%～若手 5%）の賃下げを提案

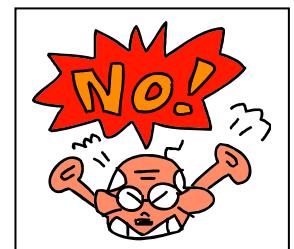
5月25日に大学執行部（総務担当吉村理事）から組合に、「臨時特例による給与支給モデル」を用いて、執行部が考えている賃下げ案の説明がありました。本年7月1日から、**国家公務員に準じて平均 7.8%（中高年 10%～若手 5%）の賃下げを行う**というものです。様々な職種での、今年度の賃下げ額の資料を本号外裏面に示します。当局からの賃下げの理由説明は次のようなものです。

1. 政府関係者（閣僚など）は、国家公務員と同等の賃下げを国立大学など独立行政法人に要請している。
2. 様々な情報から（確定的な根拠は示されず）上記賃下げ分に相当する額が運営費交付金から減額されることは確実である。
3. 減額は通年（4月）からになる見通しであり（これも根拠を示されず）、7月実施でも不足が生じる。
4. 削減理由が震災復興ということ、2年間という时限措置であることを考え、執行部としては要請に（自主的に）応じることにしたい。

我々は、次の主張を行いました。

1. 政府から正式な指示もなく、運営費交付金の具体的な減額幅も確定していない段階で、単なる見込みだけで、最大10%にもなる賃下げを行うのは、多くの職員にとって納得できるものではない。
2. 職員にとって極めて影響の大きな問題であり、早急に全職員を対象とした説明会・討論会を開催し、全職員の納得のいく対処方法を考えるべきである。
3. 大学内の様々な節約、努力、工夫により、研究教育の質を落とさない範囲で経費を削減することで、削減幅を縮小できる可能性があるのではないか。

これに対する回答は、説明会の必要性は認めたものの、説明会の具体的な内容は保留となり、また学内努力については、今回の削減でも不足するくらいであり検討の余地がない、との回答を繰り返しました。にもかかわらず、一部の職種（病院、付属学校などと思われる）については、**学内努力により今回の削減対象から外すこと**も検討しているとの示唆を行いました。病院や付属学校など困難な状況があるのは理解するにしても、このような大幅な差別的・不公平な取り扱いが、多くの職員の理解をえられるとは、とても考えられません。



まずは、大学執行部に対して、この問題についての説明・討論会を早急に開催させ、納得のいく説明を求めていきましょう。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。

## 臨時特例による給与支給モデル(H24年度)

今回の給与減額支給措置に関し、特定の職名、年齢及び本給等について、モデル的に作成したものです。

職名	年齢	本給表	級	号給	支給減額率※1	本給(月額)			管理職手当(月額)			地域手当(月額)※2			期末・勤勉手当(12ヶ月)※3		
						現行	減する額	支給額	現行	減する額	支給額	現行	減する額	支給額	現行	減する額	支給額
教授	55	教育職(一)	5	48	9.77%	513,400	▲ 50,159	463,241				15,402	▲ 1,504	13,898	1,228,405	▲ 120,015	1,108,390
教授(55歳超)	56	教育職(一)	5	48	9.77%	505,699	▲ 49,406	456,293				15,170	▲ 1,482	13,688	1,209,978	▲ 118,214	1,091,764
准教授	42	教育職(一)	4	50	7.77%	427,600	▲ 33,224	394,376				12,828	▲ 996	11,832	978,629	▲ 95,612	883,017
助教	37	教育職(一)	2	59	4.77%	329,300	▲ 15,707	313,593				9,879	▲ 471	9,408	719,396	▲ 70,284	649,112
教諭	35	教育職(二)	2	63	4.77%	311,600	▲ 14,863	296,737				9,348	▲ 445	8,903	680,729	▲ 66,507	614,222
課長	55	一般職(一)	6	55	7.77%	408,500	▲ 31,740	376,760	62,300	▲ 6,230	56,070	14,124	▲ 1,138	12,986	981,753	▲ 95,917	885,836
課長(55歳超)	56	一般職(一)	6	55	7.77%	402,372	▲ 31,264	371,108	61,365	▲ 6,136	55,229	13,912	▲ 1,121	12,791	967,025	▲ 94,478	872,547
係長	42	一般職(一)	3	48	7.77%	309,300	▲ 24,032	285,268				9,279	▲ 720	8,559	675,704	▲ 66,016	609,688
係員	25	一般職(一)	1	31	4.77%	182,400	▲ 8,700	173,700				5,472	▲ 261	5,211	379,501	▲ 37,077	342,424
主任技師	49	医療職(一)	4	70	7.77%	342,500	▲ 26,612	315,888				10,275	▲ 798	9,477	748,233	▲ 73,102	675,131
技師	29	医療職(一)	2	21	4.77%	210,600	▲ 10,045	200,555				6,318	▲ 301	6,017	438,174	▲ 42,809	395,365
看護師長	47	医療職(二)	4	78	7.77%	361,600	▲ 28,096	333,504				10,848	▲ 842	10,006	827,577	▲ 80,854	746,723
副看護師長	44	医療職(二)	3	72	7.77%	329,800	▲ 25,625	304,175				9,894	▲ 768	9,126	720,489	▲ 70,391	650,098
看護師	29	医療職(二)	2	28	4.77%	227,400	▲ 10,846	216,554				6,822	▲ 325	6,497	473,128	▲ 46,224	426,904

【備考】

※1 管理職手当に係る率は一律10%、期末・勤勉手当に係る率は一律9.77%。

※2 地域手当の計算基礎となる本給の調整額及び扶養手当は含んでいない。

※3 期末・勤勉手当の計算基礎となる本給の調整額、広域異動手当及び扶養手当は含んでいない。

※3 期末・勤勉手当の計算基礎となる役職段階別加算額の加算割合は次のとおりとした。【教授15%、准教授10%、助教5%、教諭5%、課長15%、係長5%、主任技師5%、看護師長10%、副看護師長5%】

※3 勤勉手当の成績区分は「良好(標準)」とした。

## 臨時特例による給与支給モデル(H25年度)

今回の給与減額支給措置に関し、特定の職名、年齢及び本給等について、モデル的に作成したものです。

職名	年齢	本給表	級	号給	支給減額率※1	本給(月額)			管理職手当(月額)			地域手当(月額)※2			期末・勤勉手当(6ヶ月期)※3			期末・勤勉手当(12ヶ月期)※3		
						現行	減ずる額	支給額	現行	減ずる額	支給額	現行	減ずる額	支給額	現行	減ずる額	支給額	現行	減ずる額	支給額
教授	55	教育職(一)	5	48	9.77%	513,400	▲ 50,159	463,241				15,402	▲ 1,504	13,898	1,137,187	▲ 111,103	1,026,084	1,228,405	▲ 120,015	1,108,390
教授(55歳超)	56	教育職(一)	5	48	9.77%	505,699	▲ 49,406	456,293				15,170	▲ 1,482	13,688	1,120,128	▲ 109,436	1,010,692	1,209,978	▲ 118,214	1,091,764
准教授	42	教育職(一)	4	50	7.77%	427,600	▲ 33,224	394,376				12,828	▲ 996	11,832	905,958	▲ 88,512	817,446	978,629	▲ 95,612	883,017
助教	37	教育職(一)	2	59	4.77%	329,300	▲ 15,707	313,593				9,879	▲ 471	9,408	665,975	▲ 65,065	600,910	719,396	▲ 70,284	649,112
教諭	35	教育職(二)	2	63	4.77%	311,600	▲ 14,863	296,737				9,348	▲ 445	8,903	630,179	▲ 61,568	568,611	680,729	▲ 66,507	614,222
課長	55	一般職(一)	6	55	7.77%	408,500	▲ 31,740	376,760	62,300	▲ 6,230	56,070	14,124	▲ 1,138	12,986	908,850	▲ 88,794	820,056	981,753	▲ 95,917	885,836
課長(55歳超)	56	一般職(一)	6	55	7.77%	402,372	▲ 31,264	371,108	61,365	▲ 6,136	55,229	13,912	▲ 1,121	12,791	895,216	▲ 87,462	807,754	967,025	▲ 94,478	872,547
係長	42	一般職(一)	3	48	7.77%	309,300	▲ 24,032	285,268				9,279	▲ 720	8,559	625,528	▲ 61,114	564,414	675,704	▲ 66,016	609,688
係員	25	一般職(一)	1	31	4.77%	182,400	▲ 8,700	173,700				5,472	▲ 261	5,211	351,320	▲ 34,323	316,997	379,501	▲ 37,077	342,424
主任技師	49	医療職(一)	4	70	7.77%	342,500	▲ 26,612	315,888				10,275	▲ 798	9,477	692,671	▲ 67,673	624,998	748,233	▲ 73,102	675,131
技師	29	医療職(一)	2	21	4.77%	210,600	▲ 10,045	200,555				6,318	▲ 301	6,017	405,636	▲ 39,630	366,006	438,174	▲ 42,809	395,365
看護師長	47	医療職(二)	4	78	7.77%	361,600	▲ 28,096	333,504				10,848	▲ 842	10,006	766,123	▲ 74,850	691,273	827,577	▲ 80,854	746,723
副看護師長	44	医療職(二)	3	72	7.77%	329,800	▲ 25,625	304,175				9,894	▲ 768	9,126	666,987	▲ 65,164	601,823	720,489	▲ 70,391	650,098
看護師	29	医療職(二)	2	28	4.77%	227,400	▲ 10,846	216,554				6,822	▲ 325	6,497	437,994	▲ 42,792	395,202	473,128	▲ 46,224	426,904

【備考】

※1 管理職手当に係る率は一律10%、期末・勤勉手当に係る率は一律9.77%。

※2 地域手当の計算基礎となる本給の調整額及び扶養手当は含んでいない。

※3 期末・勤勉手当の計算基礎となる本給の調整額、広域異動手当及び扶養手当は含んでいない。

※3 期末・勤勉手当の計算基礎となる役職段階別加算額の加算割合は次のとおりとした。【教授15%、准教授10%、助教5%、教諭5%、課長15%、係長5%、主任技師5%、看護師長10%、副看護師長5%】

※3 勤勉手当の成績区分は「良好(標準)」とした。